

(別紙)

分類	現在の取扱い	調理業務の委託の有無 <sup>※1</sup>	提供食数	法改正後の取扱い	申請様式等	施設基準	衛生管理方法の追加要件 <sup>※3</sup>	手続きの期限
1	飲食店営業許可	—	—	飲食店営業許可 <sup>※2</sup>	※4	有	対象	現在の許可の有効期間の満了日まで <sup>※4</sup>
2	県規則に基づく届出	有	—	飲食店営業許可	※5	有	対象	令和3年6月1日まで
3		無	20食以上	法に基づく届出 <sup>※2</sup>	(別添1) 第5号様式の2	無	対象	令和3年12月1日まで
4			20食未満	県規則に基づく届出	(別添2) 第8号様式	無	対象外	令和3年6月1日以降速やかに

上記手続きに係る申請、届出等の窓口は、すべて施設所在地を管轄する保健所の衛生指導課となります。  
なお、四日市市内に所在する施設については、申請様式等が異なることがありますので、四日市市保健所衛生指導課に確認してください。

※1 調理業務を外部委託している場合は、受託事業者に申請を行わせてください。

※2 分類1及び3に係る手続きは、厚生労働省が運営する食品衛生申請等システムにより、電子申請が行えます。

※3 令和3年6月1日より、従来の衛生管理に加え、以下の2点を行う必要があります。

(1) HACCPに沿った衛生管理

厚生労働省のホームページに掲載されている手引書等を参考にして、施設ごとに衛生管理計画を定め、定めた計画に基づいて衛生管理を実施し、実施結果を記録、保管する必要があります。

なお、大量調理施設衛生管理マニュアル(平成9年3月24日付け衛食第85号)又は学校給食基準に基づき衛生管理を行っている施設は、HACCPに沿った衛生管理を行っているものとみなされますので、改めて衛生管理計画等を作成する必要はありません。

(2) 食品衛生責任者の選任

給食施設ごとに、以下の資格を持つ者から食品衛生責任者を選任する必要があります。

【食品衛生責任者の資格】食品衛生管理者、調理師、製菓衛生師、栄養士、食品衛生責任者養成講習を修了した者等

※4 従来の更新申請同様、有効期間満了日の1～2ヶ月前に案内を送付する予定です。

※5 申請時期により様式や添付書類が変わりますので、管轄保健所に確認してください。